

## 群馬県立女子大学群馬学センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学群馬学センター規程第4条第2項の規定に基づき、群馬県立女子大学群馬学センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 群馬学センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 群馬学センター副センター長
- (3) 文学部長
- (4) 国際コミュニケーション学部長
- (5) 本学の教職員で学長が指名する者
- (6) 本学の教職員以外の者で学長が指名する者
- (7) 群馬学センターの教員

2 前項の委員は、学長が任命する。

(会議の招集)

第3条 委員会は、センター長が招集し、その議長となる。

(委員の任期)

第4条 第2条第1項第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 群馬学センターの運営に関する重要事項
- (2) 群馬学センターに係る規程の制定又は改廃に関する事項
- (3) その他群馬学センターに関わる事項

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局連携推進係で処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。